

蒲郡市保健医療センター電話交換機等賃貸借
(長期継続契約)
仕 様 書

蒲郡市

目 次

第1章 一般事項

- 1 目的 4
- 2 業務場所 4
- 3 適用規則 4
- 4 契約の範囲 4
- 5 軽微な変更 4
- 6 諸手続 5
- 7 検査及び検収 5
- 8 関係書類の提出 5
- 9 仕様書の疑義 5
- 10 引き渡し 5
- 11 完了時期 6
- 12 契約期間 6

第2章 業務の概要

- 1 概要 7
- 2 業務の範囲 7

第3章 機器仕様

- 1 電話交換機本体 8
- 2 多機能電話機 9
- 3 一般電話機 9
- 4 PHS基地局 9
- 5 PHS端末 9
- 6 バッテリー 9

第4章 設置作業・試験調整

- 1 設置作業・試験調整 11

第5章 保証

- 1 保証の内容 13

第6章 設置作業に関する一般事項

- 1 機器設置 14
- 2 配線 14
- 3 現地搬入 14
- 4 業務遂行管理 14
- 5 塗装 15
- 6 試験 15
- 7 検査 15

8	その他	15
別表 1	収容回線数一覧	16

第1章 一般事項

1 目的

蒲郡市（以下「甲」という。）に現状設置されている電話交換機設備（以下「本設備」という。）の老朽化に伴い、本設備の更新を目的とした賃貸借及び保守点検業務（別契約）に適用するものである。受注者（以下「乙」という。）は、蒲郡市保健医療センター内の業務を円滑に行えるように必要な本設備を納入するとともに、納入した本設備の設置業務を行う。

2 履行場所

愛知県蒲郡市浜町4番地 蒲郡市保健医療センター

3 適用規則

本設備の設置業務を行うに当たり、下記諸法令、諸規格、諸基準等に準拠して行うものとする。

なお、これらの適用を受けないものでも他に標準規格のあるものは、これに準ずるものとする。

電気設備技術基準

日本工業規格（J I S）

日本技術標準規格（J E S）

日本電気規格調査会標準規格（J E C）

日本電気工業会標準規格（J E M）

日本電子機械工業会規格（E I A J）

有線電気通信法及び同法関係規則

建築基準法及び同法施行令、同法関係規定

蒲郡市における諸規則

その他関係規則条例等

4 契約の範囲

契約の範囲は、本設備の製作、設置、調整試験にわたるすべての事項とする。

5 軽微な変更

本設備の業務に際して現場の収まり、機器の設置位置及び設置工法等の軽微な変更が生じた場合は、甲の指示に従うものとする。なお、この変更に対する請負代金の増減は行わないものとする。

6 諸手続

本設備に関して必要な官公庁等への諸手続については、乙が、甲と必要事項を打合せのうえ書類を作成し手続き等を行う。この手続の費用については、乙の負担とする。

7 検査及び検収

- (1) 仕様書との適合並びに、すべての機器の設置、調整が完了し、本仕様書に規定する完成検査の合格及び関係官庁の検査の合格をもって検収とする。
- (2) 検査に使用する計器、測定器類は乙において準備するものとする。

8 関係書類の提出

乙は、下記の書類を甲に提出するものとする。

書類名	部数	備考
詳細工程表	1 部	契約後速やかに
機器製作承認図	1 部	契約後速やかに
設置図面	1 部	契約後速やかに
試験要領書	1 部	切替作業前まで
竣工届	1 部	切替作業終了後速やかに
試験成績書	2 部	切替作業終了後速やかに
完成図書	2 部	切替作業終了後速やかに
取扱説明書	2 部	切替作業終了後速やかに
作業写真	1 部	切替作業終了後速やかに
議事録	1 部	その都度速やかに
その他必要なもの		その都度

また、完成図書については、次のものを含むものとする。

システム構成図、中継方式図、機器配置図、機器実装図、パッケージ実装図、回線収容図、ポート収容図、通信ケーブル系統図、MDF実装図、端子収容図、PHS基地局及び電話機等端末設置図、局線回線・番号一覧表、回線群表、非常時直通回線表、内線一覧表、内線クラス表、各グループ表、予備品一覧表、その他発注者の指示するもの

なお、完成図書については併せてそのデータ一式を保存したCD-R等の記録媒体を甲に提供すること。

9 仕様書の疑義

本仕様書に記載されていない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとし、乙の一方的な解釈によってはならないものとする。

10 引き渡し

甲の行う完成検査に合格した日をもって、引き渡しとする。

1 1 完了時期

令和9年2月28日までとする。

1 2 賃借期間

賃借期間は以下の通りとする。

令和9年3月1日 から 令和17年2月28日まで。なお、賃借期間満了後、本設備は蒲郡市に無償譲渡とすること。

第2章 業務の概要

1 概要

本業務は、蒲郡市保健医療センター内の健康推進課に設置する電話交換機と子育て支援課に設置する電話交換機を一体化させた電話交換機設備に更新を行うものである。

2 業務の範囲

業務の範囲は以下の通りとし、本設備の設計、製作、設置、総合調整試験全般にわたる、すべての事項とする。尚、乙はこれらの業務を行うに当たり、必要な技術力を有した業者に委託ができるものとし、事前に甲の承認を得ることとする。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 電話交換機設備更新 | 1 式 |
| (2) 多機能電話機更新 | 1 3 台 |
| (3) 多機能電話機新設 | 2 台 |
| (4) PHS 端末更新 | 4 7 台 |
| (5) PHS 端末新設 | 1 6 台 |
| (6) PHS 基地局更新 | 8 台 |
| (7) PHS 基地局新設 | 2 台 |
| (8) 一般電話機更新 | 3 5 台 |
| (9) バッテリー更新 | 1 式 |
| (10) 設置及び試験調整 | 1 式 |

以下の現状使用中の機器は既存を可能な限り流用するものとする。

- | | |
|----------------|-----|
| (1) アナログ F A X | 6 台 |
|----------------|-----|

また、予備品として以下の機器を納品すること。

- | | |
|-------------------|-----|
| (2) 多機能電話機 | 2 台 |
| (3) PHS 端末（充電台付属） | 6 台 |
| (4) PHS 基地局 | 1 台 |
| (5) PHS 端末用バッテリー | 8 台 |
| (6) 一般電話機 | 2 台 |

なお、構内配線については、既存を流用するものとするが、配線が老朽化しており、流用が困難な場合には乙の責任で配線も取り替えることとする。

第3章 機器仕様

1 電話交換機本体 1式

(1) 方式 (参考)

通話路方式 時分割PCM方式

制御方式 蓄積プログラム制御方式

中継方式 PBXダイヤルイン方式・追加ダイヤルイン方式・個別着信方式他

プロセッサ 64ビットマイクロプロセッサ

(2) 記憶媒体

信頼性を高めるため、コンパクトフラッシュメモリとし、ハードディスクレス構造とすること。

(3) 構造

電話交換機本体内のパッケージ搭載用の主要筐体は、運用状態を止めることなく、活線挿抜が可能な構造とする。

(4) 形状

自立設置方式とすること。

(5) サービス機能

発信規制・不在転送・着信音識別・外線不応答転送・可変不在転送・夜間転送・コールピックアップ・内線キャンプオン・内線代表・内線クラス・コールウェイティング・ハウラ音自動送付・保留音送付・外部保留音送付・ナンバーディスプレイ対応・トーカーサービス

(6) 収容回線数一覧 別表1を満たすこと

(7) 接続端末及び接続装置一覧 別表1を満たすこと

(8) 環境対応

使用部品は、欧州RoHS指令に適合し、有害物質を閾値以上含有していないこと。

(9) PHSローミング

保健医療センターで使用しているPHS端末で、蒲郡市役所本庁舎（以下、市役所庁舎と言う。）でも発信・着信ができること。その際、市役所庁舎に必要な設備費用も本費用に含めること。

(10) 留守番電話機能

ア 留守番モードを部署毎に設定しておくことにより、夜間・休日などに局線着信があった場合に、着信に自動応答する事ができること。

イ 留守番電話装置を外付けする場合も可とする。

(11) 通話録音機能

ア 指定する内線番号の局線発信／着信する全通話を録音する機能を有すること。

イ 通話録音する場合、通話相手に対し音声ガイダンスによる録音通知する機能を有すること。

ウ パソコン等から録音した通話を内線番号・電話番号・録音日時より検索し再生可能なこと。

エ 録音した通話を必用に応じて外部メディアに保存可能なこと。

オ 録音時間は概ね5,000時間以上の通話録音が可能なこと。

カ 通話録音機能を外付けする場合も可とする。

(12) その他

市役所庁舎との内線で使用しているアナログ専用回線をひかり回線に切り替えること。その際、市役所庁舎とのデータ設定及び動作試験についても、本費用に含めること。

2 多機能電話機

(1) 機能ボタン数

12ボタン以上とし、他に保留・転送・フックングの固定機能ボタンを有すること。

(2) サービス機能他

ア 不在着信があった場合には、LCDディスプレイ上の表示または電話機ボタンによるランプ表示等ができること。

イ 発信履歴を10件、着信履歴を10件以上蓄積ができること。

ウ 機能・運用・操作方法等が現行と同じものとする。

3 一般電話機

(1)フックングボタン、着信ランプを有すること。

(2)壁掛設置に対応していること。

4 PHS基地局

(1) 外形寸法は、250mm(W)×150mm(D)×50mm(H)程度とすること。

(2) 接続ケーブルは、2芯ケーブル相当とすること。

(3) 電源は交換機本体から供給すること。

5 PHS端末

(1) 各機能等

ア 高速ハンドオーバーが可能であること。

イ 端末落下時の破損を防ぐため、アンテナ部分が内蔵化された筐体であること。

ウ USBコード及び専用充電台を用意すること。

エ PBX間ローミング対応できること。

6 バッテリー

停電耐力を3時間以上有すること。

第4章 設置作業・試験調整

1 設置作業・試験調整

(1) 電話交換機

ア 乙は、関連規格、社内規格にもとづき、製造者の工場にて責任を持って単体試験を実施するものとし、結果を速やかに甲へ提出するものとする。

イ MDFは既存を流用すること。

ウ 既設の電話交換機を運用しながら、新設の電話交換機を設置するものとし、交換機本体の切替は、速やかに行うこと。また、新規電話交換機仮設・新旧電話交換機併設・旧交換機撤去後の本設置の3段階にて、切替を行うこと。

エ 新機の電話交換機を仮設するにあたり、既存の分電盤で容量不足の場合は、乙の責任で仮設電源を準備すること。

オ 切替時には甲の指示に従い、直通電話を設けること。

カ 試験は乙の責任の下に行い、試験記録を速やかに甲に提出するものとする。

キ 運用に支障がないよう、施設の休日に切替作業を行い、翌営業日には通常通り運用ができるようにすること。

ク 内線番号・番号計画・内線クラス・サービス機能・短縮ダイヤル等既設の電話交換機で設定されているものは今回構築する新規電話交換機へ基本的にすべて引き継ぐこと。

ケ 局線は、甲の指定の通りに種別変更を行うこと。

コ 外線発信可能な全ての内線から、外線発信時に相手先に発信番号を通知できるようにすること。

サ 電気通信事業者のサービスを使用して、施設と接続し、相互間通話を可能にすること。また内線番号同士による通話が可能であることを確認すること。

シ 作業に関しては、電話交換機の設置前と設置後において、不具合が生じないよう乙で対応すること。

ス 旧電話交換機の設備については乙の費用負担で撤去廃棄とすること。なお、乙は廃棄にあたり、別途報告書等を甲に提出すること。

(2) 多機能電話機

ア 甲の指示する短縮番号を、各電話に登録を行うこと。

イ 既存電話機のデータを、新規設置の電話機に移行を行うこと。その際、職員の通常業務に支障がないように行うこと。

ウ 不要となる機器は撤去廃棄すること。

エ 保健医療センター2階講座室に多機能電話機を2台新設すること。

(3) 一般電話機

ア 不要となる機器は撤去廃棄すること。

イ 一般電話機のうち撤去のみの場所について別紙2のとおりとする。なお、現状電

話機のない場所については、配線の撤去等のみを行うこと。

(4) PHS 基地局

- ア 甲の指定場所に設置するものとするが、詳細は甲乙別途協議とする。
- イ 取付方式は、基本天井面・壁面とするが、詳細は甲乙別途協議とする。
- ウ 不要となる機器は撤去廃棄すること。
- エ 新設する 2 基については、別紙 3 のとおりにすること。

(5) PHS 端末

- ア 電話交換機の切替に際し、必要に応じて既存 PHS 端末を回収の上、業務に支障がないよう切替を実施すること。
- イ 切替方法は、甲乙協議の上実施すること。
- ウ 切替後の PHS 端末には各端末の内線番号の表示を付すこと。
- エ PHS 端末を 16 台新設すること。
- オ 不要となる機器は撤去廃棄すること。

(6) バッテリー

- ア 新規バッテリー仮設・新旧バッテリー併設・旧バッテリー撤去後の本設置の 3 段階にて、切替を行うこと。
- イ 不要となる機器は撤去廃棄すること。

(7) その他

- ア FAX は既設品を流用し、接続を行うものとする。
- イ 構内配線については、既存を流用するものとするが、配線が老朽化しており、既設流用が困難な場合には乙の責任で配線も取り替えることとする。
- ウ 設置機器の運用方法、設定内容については、甲乙が必ず調整を図るものとする。
- エ 本設備の設置業務及び既存設備の撤去業務を行うに当たり、ジャンパー線等の必要な材料は乙の費用負担とする。
- オ 本仕様書に明示のない事項であっても、機能上必要と認められる事項については、本業務に含むものとする。
- カ 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議により決定するものとする。
- キ 本更新に伴い、防災機器への改修が発生した場合は、その費用は乙の負担とする。
- ク 機器の撤去により、不用となった配線は、撤去廃棄すること。その際に使用しないことになった配線孔は、補修を行い、塞ぐこととする。
- ケ 電源工事が必要な場合は、乙が工事及び費用負担を行うものとする。

第5章 保証

1 保証の内容

- (1) 設置業務遂行中の障害発生時における復旧の対応は、障害発生通知後1時間以内に着手すること。
- (2) 更新後の本設備の運用開始の日から起算して1年以内に生じた調整・不良・故障で乙の責とみなされるものについては、乙の費用負担にて直ちに修理を行うか、または、代替品を納入するものとする。

第6章 設置作業に関する一般事項

1 機器設置

- (1) 地震時の水平移動、転倒等を防止できるよう、耐震処置を行うものとする。
- (2) ラック・機器が水平、垂直になるよう調整し、アンカーボルトで床面に固定するものとする。
- (3) 盤類は固定された壁面にアンカーボルト等で固定するものとする。
- (4) ラック・機器設置は絶縁工法とする。

2 配線

- (1) MDF内のジャンパー線は系統的に整然と布設するものとし、ケーブル識別札を取り付けるものとする。
- (2) 電話機等の機器取付材料は耐水、耐熱、経年劣化を考慮し、文字が容易に消えないものを使用するものとする。
- (3) 端末処理は熟練した作業員が正確な方法により行うものとする。

3 現地搬入

- (1) 乙は、本業務で納入する機器、材料等の現地搬入に先立ち、その日程等、搬入計画を事前に甲に報告するものとする。
- (2) 乙は、本業務で納入する機器、材料等の搬入に当たっては、搬入経路、その他現場状況を考慮し、安全に据付場所へ搬入するものとする。
- (3) 乙は、本業務における納入品について、現場搬入後直ちに内容を確認し、甲の確認を受けるものとする。
- (4) 搬入時、必要であればエレベーターを使用してよいものとする。
- (5) 納入品に異常を発見した場合は、直ちに甲に報告し指示を得るものとする。

4 業務遂行管理

- (1) 乙は、業務に支障を及ぼさないように、電話設備の設置・撤去及び切替作業は施設の休日等に行うものとする。
- (2) 乙は、業務遂行に当たって、熟練した技術者、作業員及び調整員を派遣して、完成に万全を期すものとする。
- (3) 乙は、着手から完了まで、甲の承諾した計画書に基づき、誠実に業務を遂行するものとする。また、計画の詳細については、甲乙協議の上、決定するものとする。
- (4) 乙は、本業務において甲の設備を操作する場合は甲の許可を得るものとする。
- (5) 乙は、甲の設備に損害を及ぼした場合は、直ちに甲に報告するとともに、乙の費用負担によって設備を復旧しなければならない。

5 塗装

- (1) 工場で製作する機器については、工場にて塗装を行うものとする。
- (2) 機器据付時に損傷した箇所等については、補修塗装を行うものとする。

6 試験

- (1) 乙は、現地試験について、事前に試験項目、試験要領書を甲に提出し、甲の承諾のもとに行うものとする。
- (2) 全ての機器据付完了後は、総合試験を行うものとする。
- (3) 乙は試験終了後、試験結果を速やかに甲に提出するものとする。

7 検査

全ての機器の据付・試験が完了した後、甲は、検査を行い、検査合格を以って検収を行うものとする。

8 その他

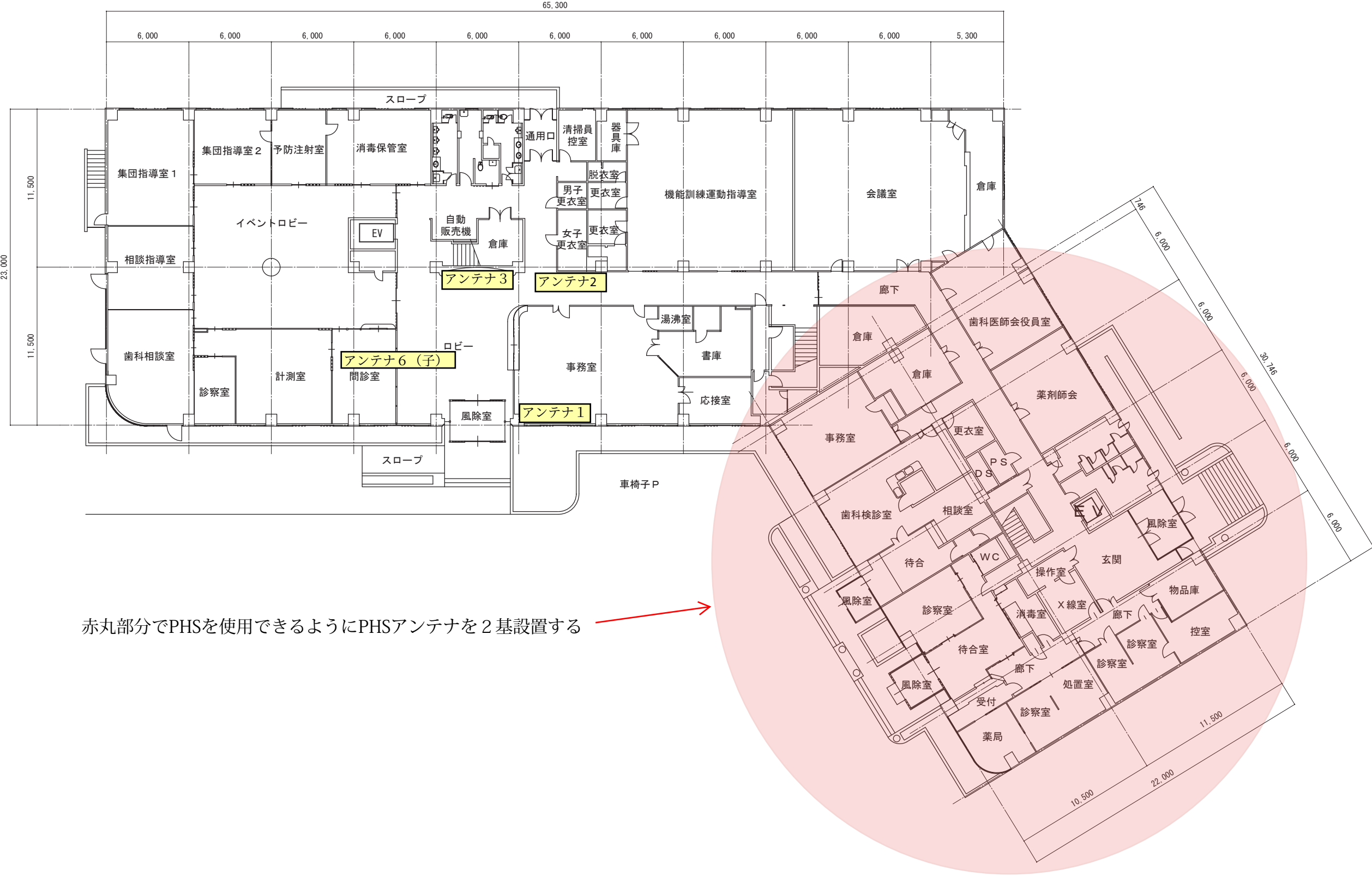
- (1) 本業務に当たり必要な軽微な部品及び消耗品の交換は本契約に含まれるものとする。
- (2) 乙は、契約範囲外にあっても、既設設備の異常を発見した場合は、速やかに監督員に報告するものとする。
- (3) 乙は、初期不良に起因する不具合が発生した場合には、直ちに現地作業責任者、調整員を派遣し、不具合の解消に努めなければならない。
- (4) 疑義のある部分については、甲乙協議の上、決定するものとする。

別表 1

収容回線数一覧

種別		現用		新実装	容量	備考
		1 階	2 階		288回線	
内線	アナログ内線	64回線	8回線	64回線		一般電話機、FAX 用
	デジタル内線	16回線	4回線	24回線		多機能電話機用
	PHS アンテナ	4回線	4回線	10回線		
	PHS 電話機	62台		68台		
局線	アナログ回線	8回線		8回線		
	デジタルひかり回線	1本		1本		
専用線	アナログ回線	4回線				市役所庁舎との拠点間内線用
	デジタルひかり回線			1本 (4ch)		

別紙1



赤丸部分でPHSを使用できるようにPHSアンテナを2基設置する

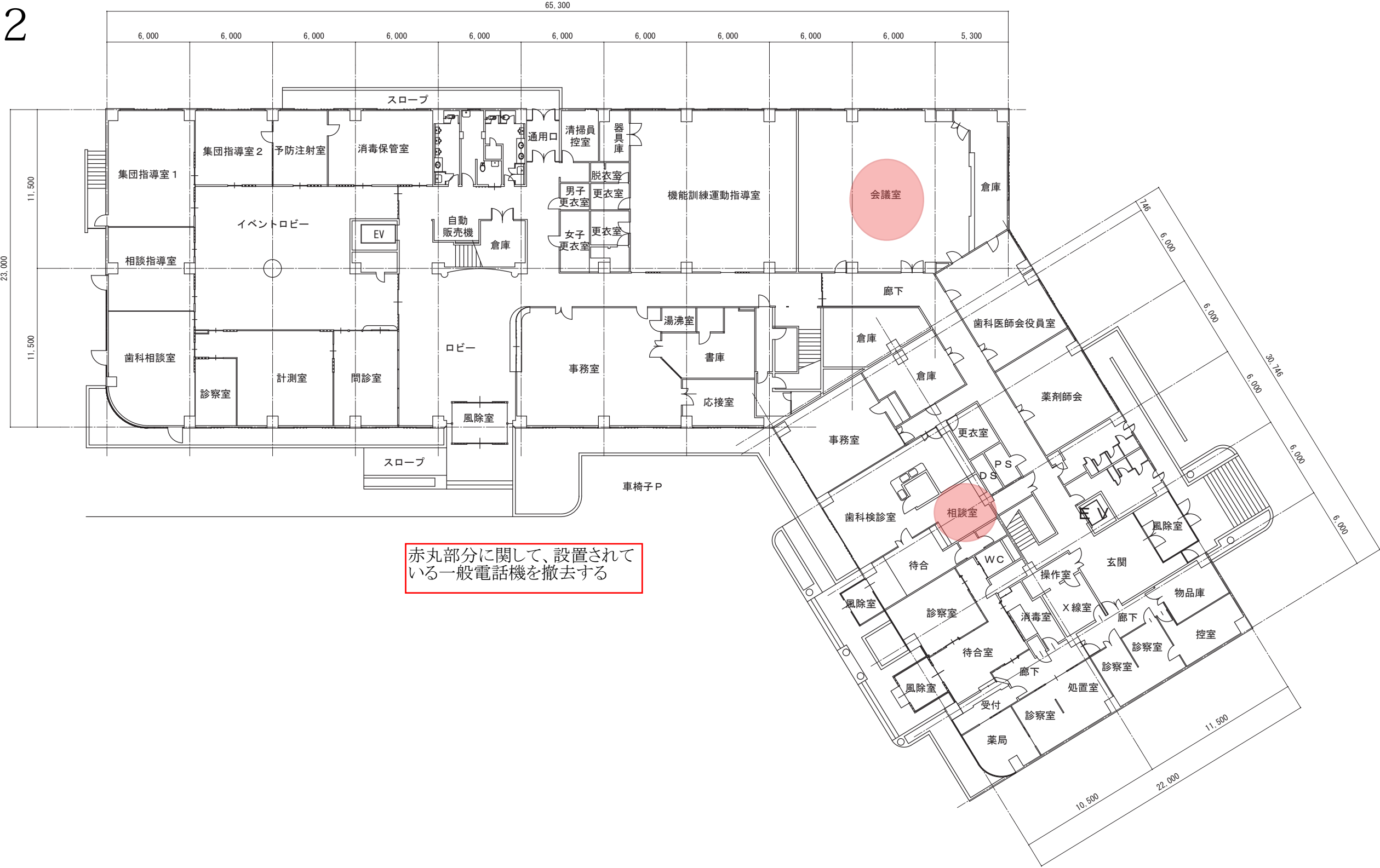
蒲郡市保健医療センター 1 階平面図 1/300

工事名	蒲郡市保健医療センター	図面番号
	1 階平面図	
	蒲郡市建設部建築住宅課	縮尺 A3 : 1/100



現況図（蒲安市保健医療センター2階平面図） 1/300

別紙 2



赤丸部分に関して、設置されている一般電話機を撤去する

蒲郡市保健医療センター 1 階平面図 1/300

	工事名	蒲郡市保健医療センター	図面番号
	図面名称	1 階平面図	
	蒲郡市建設部建築住宅課		縮尺 A3 : 1/100



現況図（蒲安市保健医療センター2階平面図） 1/300

